

にかほ市中学校部活動地域移行（展開） 推進計画

Ver. 1

令和 7 年 11 月
にかほ市教育委員会

1 はじめに

スポーツや文化芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであると同時に、地域社会の活性化にも寄与するなど、その果たす役割は極めて重要です。

中学校の部活動は、スポーツや文化芸術の振興・発展を支えるとともに、子どもたちがこれらの活動に親しむ機会を確保し、自主的・主体的な活動を通した社会性の育成など、心身の健全育成のために大きな役割を担ってきました。

また、教員にとっても、教室とは異なる環境における交流や触れ合いを通じて児童生徒との信頼関係を構築するなど、資質及び指導力の向上に資する重要な教育活動の一つとされてきました。

しかしながら、部活動はこれまで教員の献身的な勤務に大きく依存しており、その運営は教員の長時間勤務の一因となっているほか、専門外の指導への負担など、持続可能性の面での課題が顕在化しています。さらに、急速に進む少子化の影響により、学校単位での部活動運営が難しくなり、子どもたちの多様なニーズに十分応えられない状況も見られるようになっています。

のことから、国は地域のスポーツ・文化芸術活動を学校単位から地域単位での活動に移行するため、有識者による検討会議提言や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度からの3年間を「改革推進期間」と位置付け、できる限り早期の実現を目指しています。また、スポーツ庁と文化庁の有識者会議は令和8年度からの6年間を「改革実行期間」とし、休日に加えて、平日でも取り組みを進め、令和13年度までに休日は全ての部活動での移行を目指すとしています。

秋田県においては、令和5年7月に「秋田県における部活動地域振興計画」を策定し、学校部活動の地域移行に向けた取組を推進しています。これを受けてにかほ市では、令和5年3月に「にかほ市地域部活動検討委員会」を設置し、各種スポーツ団体、学校関係者、保護者等から広く意見を聴取しながら、将来にわたって子どもたちが継続してスポーツや文化芸術活動に取り組むことのできる環境の整備を目指し、部活動の段階的な地域移行に向けた取組を始めました。

本推進計画は、少子化が急速に進展する中、子どもたちが未来に渡ってスポーツや文化芸術活動を身近なものとして親しむことができるようになると、そして学校部活動を地域に移行することで、子どもを取り巻く多くの関係者の連携と協働の輪を広げ、地域づくり・地域振興へつなげていくことを目指して策定するものです。

目 次

1	推進計画策定の背景	1
(1)	国・県の動向	
(2)	本市の中学校部活動を取り巻く現状	
2	基本目標と基本方針	5
(1)	基本目標	
(2)	基本方針	
3	地域クラブの活動方針	7
(1)	対象者	
(2)	地域クラブの実施主体・運営団体	
(3)	活動内容	
(4)	指導者	
(5)	活動場所	
(6)	大会・コンクール等への参加	
(7)	費用負担と軽減策	
(8)	学習指導要領と高校入試	
4	移行スケジュール	10
5	その他	11
(1)	事務局	

1 推進計画策定の背景

(1) 国・県の動向

学校部活動については、これまで文部科学省において、平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成29年に部活動指導員制度の導入、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年（令和元年）には中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが提案されました。

これらを踏まえ、令和2年に休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示されるなど、部活動改革の段階的な取組が進められています。また、令和4年6月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言、8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議提言が取りまとめられ、12月にはスポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

このことにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行に向けた取組方針や対応に関する国の考え方方が明確に示されました。

これらを踏まえ秋田県では、令和5年8月に「秋田県における部活動地域移行推進計画」を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と定め、まずは、休日の部活動から、地域の実情に合わせ、段階的に「地域連携・地域移行」を進めることができます。

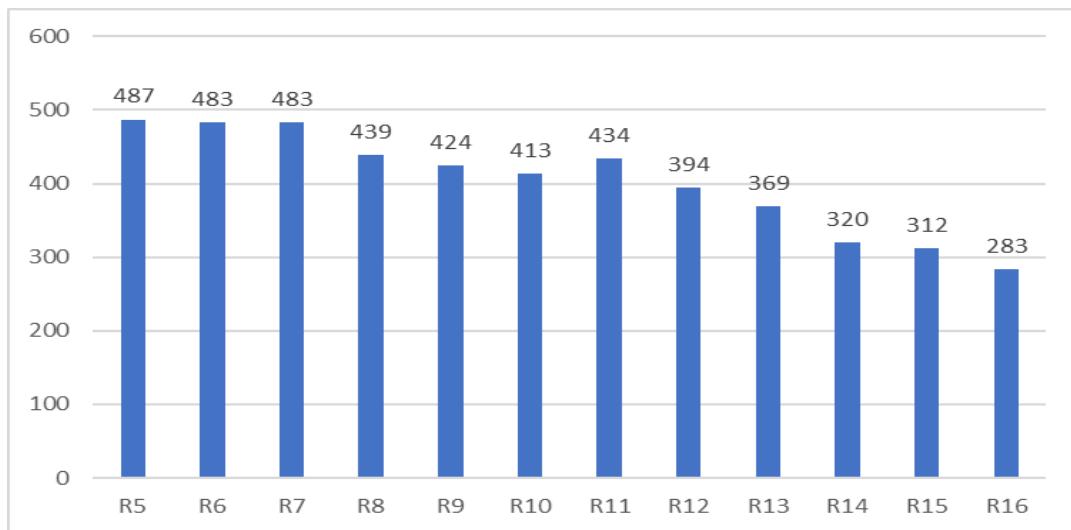
(2) 本市の中学校部活動を取り巻く現状

①生徒数の推移

本市の中学生の人数は、令和5年度の487人から令和16年度は推定で283人（減少率 約42%）となり、確実に生徒数の減少が予測されることから、部員数減少に伴う練習環境の悪化やチーム編成の困難さが見込まれます。

このような中、部員数が少なく、他校と合同チームを組んで活動している部活動も少なくない状況です。種目としては野球やバスケットボール、サッカー等の団体競技が主なもので、由利本荘市内の他校と合同チームを編制している例が多く見られます。さらに、生徒のクラブチームへの加入といった選択肢の広がりもあり、部員数の減少によって、休部や、合同チーム化を余儀なくされるケース、また、翌年度の新入生の入部状況が分かるまで活動の見通しが立たないといった状況も生じています。

【市内中学校生徒数の推移 単位（人）※R7以降は住民基本台帳をもとに推計】



【市内中学校の部員数 単位（人）(R7.5現在)】

	仁賀保中			金浦中			象潟中		
	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
軟式野球	3	4	2	0	0	0	12	5	3
バスケ(男)	2	0	6				1	0	0
バスケ(女)	9	0	1						
サッカー	4	9	3	0	0	0	2	0	6
バレー(女)	1	4	3	1	2	4	3	6	1
ソフトテニス(男)	3	12	0				2	0	1
ソフトテニス(女)	0	6	3				4	5	3
卓球(男)							0	5	5
卓球(女)				0	0	2	0	3	0
柔道				2	2	2			
剣道	2	2	5				1	1	3
ソフトボール							0	0	0
水泳				0	1	0	2	4	2
吹奏楽	5	3	7	7	8	4	12	8	5
美術	7	8	11				9	6	12
理科部	1	2	0						
家庭部		7	9						
計	37	57	50	10	13	12	48	43	41
総計	144			35			132		
全校生徒数	204			75			204		

②教員の負担

少子高齢化や情報化の急速な進展などにより、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。これに伴い、ICT教育への対応、いじめ・不登校への対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、教職員が取り組むべき課題は多様化・複雑化しており、教職員の厳しい勤務実態が社会問題となっています。

令和6年度の中学校教員50名を対象とした市教育委員会の調査では、「にかほ市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」で定められている1ヶ月当たり時間外在校等時間が45時間を超えた教員の割合は約33.8%、年間360時間を超えた教員の割合は約62%でした。また、過労死ラインとされる月80時間を超えた教員も延べ人数で年間5人確認されました。

令和の日本型学校教育の推進や一人一台端末の活用など、豊かな学びの充実が求められる中で、部活動指導により、授業準備や研修の時間を十分に確保できないことは大きな課題となっています。さらに、部活動指導が本人の専門性や意向にかかわらず、校務分掌の一環として割り当てられている現状も負担の一因となっています。

【時間外在校等時間調査（R6年度）】

職員数 (人)	時間外在校等時間 (平均)	月当たりの時間外在校等時間数 (人数)			年間360時間以上 (人数)
		0～45時間	45超～80時間	80超～100時間	
市内中学校	50	36.7	397 66.2%	198 33.0%	5 0.8% 31 62.0%

③アンケート調査から

【概要】

にかほ市教育委員会では、部活動の地域移行へのニーズを把握するため、令和5年2月にアンケート調査を実施いたしました。概要は以下の通りです。

対象者 市内中学校1・2年生（280名回答）とその保護者（122名回答）

市内小学校5・6年生児童（348名回答）とその保護者（91名回答）

市内中学校教職員（47名回答）

市内部活動外部指導者・スポ少指導者（31名回答）

【主な質問と回答結果】

ア 地域クラブ活動への参加希望

「土日や祝日の部活動が顧問の先生以外の地域の指導者が指導するスポーツ・文化芸術活動（スポーツ少年団のようなイメージ）になったとしたらあなたはその活動に参加したい（させたい）と思いますか。」

回答項目	小学生	中学生
既に参加している		16.1%
参加したい	28.5%	20.4%
どちらかというと参加したい	35.7%	24.6%
どちらかというと参加したくない	21.3%	21.1%
参加しない	14.4%	17.9%

回答項目	小学生保護者	中学生保護者
既に参加している	32.1%	19.7%
参加させたい	25.0%	36.1%
どちらかというと参加させたい	33.3%	32.0%
どちらかというと参加させたくない	5.0%	10.7%
参加させない	4.6%	1.5%

イ あなたが活動に参加しない理由はどれに当てはまるか。

[対象：中学生（2つ選択）]

- 「ゆっくりと休みたいから」 65.1%
- 「自分の好きなことをして過ごす時間がほしいから」 52.3%
- 「友達と遊びたいから」 18.3%
- 「家族と過ごしたいから」 13.8%
- 「勉強する時間をもっともちたいから」 10.1%

ウ 休日の指導者の依頼があった場合、協力できるか

[対象：外部指導者]

- 「積極的に協力したい」 32.3%
- 「ある程度の条件が整理・整備されれば協力したい」 64.5%
- 「協力できない」 3.2%

エ 学校部活動を地域クラブ活動等が担うことになった場合、地域の指導者として関わりたいと考えますか。

[対象：教員]

- 「はい」 6.4%
- 「いいえ」 93.6%

【まとめ】

- 小・中学生は、約6割が休日の地域クラブに参加したいと考えている。保護者については、8割以上が参加させたいことに肯定的である。
- 参加しない理由については「ゆっくりと休みたい」「自分の好きなことをしたい」が主な理由であった。
- 指導者の依頼があった場合、外部指導者については、ほとんどの方が「協力したい」「条件が整備されれば協力したい」と考えている。条件整備として指導者が望んでいるのは「学校の理解と協力」「保護者の理解と協力」「生徒・指導者の怪我の補償」であった。
教員は「協力できない」という回答がほとんどであった。また、心配なこととして「送迎の負担」、「指導者と生徒の人間関係」、「指導方法」を挙げている。

2 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

少子化が進む中、子どもたちの多様なニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境を整備するため、令和10年までに学校や地域の実状に応じた新たな地域クラブ活動の実現を進めます。国・県の方針に基づきながらも、地域性を鑑み、学校教育課、スポーツ振興課、生涯学習課、学校、地域、保護者、中体連等、各種機関の連携を図り、本市独自の計画を推進していきます。この改革の機会を地域社会の変革の好機と捉え、これまで部活動が担ってきた役割や機能を地域社会へと移行・展開し、生徒が自分のやりたい活動に自分らしく取り組めるよう、地域全体におけるスポーツ・文化芸術活動の環境整備を進めます。

【目指す姿】

誰もが 身近で スポーツや文化芸術活動に
継続して親しむことのできる環境づくり

中学生〔活動の充実〕

- ・活動の選択肢の拡充
- ・専門的な指導
- ・学校の枠を越えた交流

➡ 主体的な活動の選択

地域〔地域の活性化〕

- ・市民・団体の活動の増加
- ・多様な主体による事業展開
- ・持続可能な活動環境の整備
- ・職場以外での持続性のある交流

➡ 全市民の生涯スポーツ

学校部活動と地域クラブ活動の主な違い

これまで(学校教育法に基づく学校教育活動)		
➡ 移行後(社会教育法に基づく社会教育活動)		
運営	学校	地域のスポーツ・文化芸術団体
指導者	教員・部活動指導員	専門性の高い地域の指導者
活動場所	学校施設	社会施設・学校施設
活動単位	学校単位	地域クラブや複数校(拠点校)等
保険	学校の保険	一般の保険
選択	限られた種目から選択	主体的に多様な選択
交流	学校内	学校の枠を越えた選択

(2) 基本方針

基本目標を実現するため、次の方針により地域移行を推進します。

方針1 生涯に渡って、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備

- ・全ての生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動を選択できるようにする。
- ・全年代の市民が親しめるスポーツ・文化芸術活動の活性化を図る。
- ・部活動が担ってきた教育的意義を継承し、健全な活動を推進する。

方針2 多様な運営主体による地域クラブ活動の展開

- ・民間事業者・企業・大学の参入を促進し、多様な活動を展開する。
- ・指導や運営に関わる社会人が、自らの生涯スポーツ・文化芸術活動にもつなげていけるようにする。
- ・教職員等の兼職・兼業による地域クラブ活動への参画を支援する。

方針3 適正な活動と持続可能な運営体制の構築

- ・指導者研修等を通じて、安全で適正な指導の質を確保する。
- ・受益者負担を基本とした自立的運営を継続できる仕組みを構築する。
- ・公共施設利用料の減免など、活動しやすい環境を整備する。

方針4 平日も含めた地域移行の実現

- ・休日だけでなく、平日の移行についても検討を進め、着実に移行する。
- ・移行方法等の検証を重ね、地域の実状に応じた移行を進める。
- ・由利本荘市と連携し、広域的な視点から移行を進める。

3 地域クラブの活動方針

(1) 対象者

本市在住の全ての中学生を対象とし、生徒が自分の興味・関心に応じて地域クラブを選択し、参加することができます。なお、将来的には市域を越えた選択の可能性もあります。

地域クラブ活動への参加は生徒の自由意志によるものであり、参加の有無によって不利益を受けることはありません。

(2) 地域クラブの実施主体・運営団体

① 運営団体の担い手

地域移行の受け皿となる地域クラブの運営団体や活動実施団体については、国のガイドラインにおいて、総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツクラブ、民間事業者、フィットネスジム、大学等の他、地域学校協働本部や保護者会、同窓会や市町村などが運営団体になることも想定しています。

本市では、スポーツ協会加盟団体や総合型地域スポーツクラブなどの市民団体が、地域クラブとして活動することが想定されます。また、文化芸術分野では、合唱や音楽などの文化団体のほか、公民館等で活動する地域団体も多くあります。こうした既存団体は、運営組織やノウハウ、指導者を有している場合が多く、地域クラブの運営団体となった場合に、安定した運営や適正な指導が期待できます。

県の『部活動の地域移行推進計画』にもあるように地域移行には大きく分けて3つのパターンがあります。

パターン	中心的な運営・実施主体	パターン	中心的な運営・実施主体
A	地域における既存団体 ①総合型地域スポーツクラブ ②スポーツ少年団 ③クラブチーム・道場 ④民間スポーツクラブ	C	拠点校・市町村連携方式 ①拠点校方式 ②市町村連携方式 ③中高連携方式
B	地域における新たな団体 ①行政（教育委員会等） ②スポーツ協会・競技団体・文化芸術団体 ③保護者会・同窓会 ④企業・大学・民間事業者	その他 複合型等	種目や地域の事情に合わせた その他の運営方法

② 地域クラブの役割

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむために、地域クラブには持続可能な運営や安全で丁寧な指導が求められます。また、部活動が担っていた異年齢集団の中で人間関係を構築し、自己肯定感、責任感及び連帯感を育むといった教育的意義や役割を継承・発展する活動が期待されます。そのため、地域クラブは国や県のガイドラインや本計画を遵守し、運営体制や活動目標を示した規約・運営方針を策定して、具体的な年間活動計画、収支、活動実績などと併せて整備するものとします。

③ 地域クラブの活動状況の把握

学校教育課、スポーツ振興課、生涯学習課は、地域クラブ活動団体（受入団体）の基準を設けるとともに活動に配慮した支援を行います。

運営・実施団体については、地域クラブ活動における活動計画を策定し、市内における関係機関・団体と共有しながら適正な運営に努めることとします。

また、地域クラブ活動の状況について、必要に応じて、学校・保護者との情報共有に努めます。

（3）活動内容

① 種目・分野など

将来的には多様な種目の活動が実施できるように、全ての中学生がやりたい種目に主体的に取り組めるように整備します。

② 管理責任

地域クラブ活動は、学校の管理下での活動ではありません。スポーツ庁から出されている「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」にあるように、活動中の生徒のトラブルや事故等は、地域クラブの管理責任において対応することから、指導者や参加者等に対してけがや事故等を保障する保険への加入を義務づけるなど、管理体制の整備が求められます。各クラブには指導者と運営者（調整・連絡等）の最低2人を配置し、チームで持続可能な運営を目指しています。なお、生徒指導等については、学校で相談を受ける体制を整えます。

③ 休養日など

生徒の心身の成長に配慮して健康に生活が送れるように、原則として休養日は次の基準を遵守して活動します。

休養日	学校の学期中	<ul style="list-style-type: none"> ・週当たり 2 日以上 ・平日は 1 日、できれば 2 日 ・週末は少なくとも 1 日以上 ・週末に大会参加等で活動した場合、休養日を別の日に振り替える
	学校の長期休業中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の学期中と同様 ・ある程度長期の休業期間を設ける
活動時間	平 日	<ul style="list-style-type: none"> ・長くとも 2 時間程度
	学校休業日	<ul style="list-style-type: none"> ・長くとも 3 時間程度

※ 指導体制を考慮し柔軟な活動日・時間を設定できる仕組みづくりにも対応します。
例えば、創設時は月 1 ~ 2 回の実施とし、徐々に回数を増やしていくなど。

（4）指導者

① 指導者の確保

専門性や資質・能力を有する指導者を確保し、適切な活動を実施します。競技指導の他、生活習慣の確立や人間関係の構築に資することができる指導者の確保に努めるとともに、生徒の多様なニーズや健全育成に応えられる指導者の養成や資質向上に関する研修等の取組を進めます。

② 教師等の兼職・兼業

地域クラブ活動での指導を希望する教職員等は、教育委員会へ申請し、兼職・兼業が認められた場合には、報酬を受け取って指導することが可能です。また、本人の意思を尊重し、勤務校の学校運営に支障がないことの事前確認等も含め、兼職・兼業の許可に係る制度設計に努めます。教員に限らず、種目ごとに指導者間で輪番制を取り入れるなど負担軽減に心がけます。

（5）活動場所

市内の公立中学校をはじめ、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間事業者等が所有する施設などが想定されます。

市では地域クラブ活動の促進と保護者負担の軽減も考え、市内中学校の施設を利用する場合は無料とします。その他の公共施設に関しては、一部を除き、利用料金の減免をします。

（6）大会・コンクール等への参加

① 中学校体育連盟主催の大会やコンクールにおいては、国や日本中体連、各団体が定

める参加基準に準ずるものとし、学校と地域が共に支援できる体制を構築します。

- ② 中体連主催の大会参加は、大会要領などにより判断します。なお、部活動と地域クラブがともに参加が認められる場合、両方に所属する生徒がどちらの団体で参加するかは、生徒の主体的選択により決定します。
- ③ 上記以外の大会等への参加については、各種大会の動向を見極めながら、生徒の意向や技能レベル、ニーズに応じた大会参加ができる環境づくりに努めます。

（7）費用負担と軽減策

指導者への報酬、保険料、練習会場等への送迎など、保護者の負担軽減のために会費は可能な限り参加しやすい金額を設定するよう働きかけます。

なお、生徒が経済的理由によって活動参加をあきらめることがないよう、就学援助対象世帯に必要となる支援を検討しています。

（8）学習指導要領と高校入試

部活動は、学校教育の一環として、生徒のスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加を通して社会性の育成や人間関係の構築、自己肯定感の向上など、心身の健全育成のために大きな役割を担ってきました。

地域展開が進んでいく中、学習指導要領も検討・見直しがされていくと思いますが地域クラブにおいても、その意義と役割を踏まえて活動していくかなければなりません。

また、高校入試における部活動に対する評価のあり方が検討されておりますが、地域クラブで活動した内容や様子についても、各学校と連携して情報共有できるようにしていきます。

4 移行スケジュール

国のガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間と位置付けた上で、まずは、各地域の実態に合わせて休日の部活動の地域移行を推進するとしています。県の方針もそれに準じています。

本市では、将来を見据えた一体的な取組を進めるために、休日と平日の別なく体制の整備を進めていきたいと考えています。なお、移行時期は一律に適用するのではなく、種目や地域の実状に応じて弾力的に進めるとともに、各中学校の実情に応じて取り組むものです。原則として令和8年度から令和9年度を移行期間とします。

期 間	に か ほ 市	国
令和 4 年度 (情報収集・制度設計期)	学校部活動の現状と地域移行に関する課題の把握 • 庁内検討会議（1～2月） • アンケート調査（2月） ※中1・2、小5・6の児童生徒及び保護者、中学校教員 • 市地域部活動検討委員会（3月）	
令和 5～7 年度 (移行準備期)	• 金浦 TTC（卓球）：地域移行クラブとして認定 • 県主催説明会、担当者会議（R5. 10） ※学校教育課、スポーツ振興課 • 由利本荘市部活動地域移行関係者会議（R6. 8） ※学校教育課 • 県主催説明会、情報交換会（R6. 10） ※学校教育課、スポーツ振興課 • にかほ市部活動地域展開関係者協議会（R7. 1） ※県保健体育課、スポーツ協会、スポーツ少年団、各種団体指導者、校長、学校部活動担当教諭 • 県部活動地域移行連絡協議会（R7. 2） ※学校教育課、スポーツ振興課 • にかほ市中学校部活動地域移行推進計画策定協議（R7. 3） ※学校教育課、スポーツ振興課 • にかほ市中学校部活動地域移行推進計画策定（R7. 6） • 地域クラブの拡充（説明会開催、市ホームページ掲載）	改革 推進 期間
令和 8～9 年度	• 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業開始 • 休日、平日問わず月に数回でも実施	改革 実行 期間
令和 10～12 年度	• 体制が整えば、平日部活動を実施 • 半分以上の部活動が地域移行 • 活動の見直しと計画の修正	
令和 13 年度～	• 休日は全ての部活動で移行（R13）	（～R13）

5 その他

(1) 事務局

にかほ市教育委員会学校教育課 (TEL 0184-38-2266)
 にかほ市商工観光部スポーツ振興課 (TEL 0184-33-8855)
 にかほ市教育委員会生涯学習課 (TEL 0184-38-2171)

(2) その他

推進計画は、隨時更新していくものとする。